

JOYO BANK NEWS LETTER

2019年1月29日

国立大学法人茨城大学との遺贈寄附への協力に関する提携開始について

常陽銀行（頭取 笹島 律夫）は、このたび、国立大学法人茨城大学（以下、「同大学」という）と、遺言による寄附（以下、「遺贈寄附」という）に関する提携契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本提携は、当行が提携信託会社等と連携して行う「遺言信託*」を活用し、同大学へ遺贈寄附を希望されるお客さまに対し、遺贈に関する情報のご提供や遺言信託のご紹介を行うものです。

当行は、今後とも、高齢化社会の進展を踏まえたさまざまな情報やサービスの提供により、お客さまの財産管理や資産承継ニーズに積極的にお応えしてまいります。

*遺言信託…遺言書作成から遺言書の保管、遺言の執行を引受ける業務

記

締結日	2019年1月29日(火)
提携内容	<p>同大学への遺贈寄附を希望されるお客さまに対し、当行は、提携信託会社等*をご紹介し、遺言信託にてお客さまの遺贈や資産承継のお手続きを無料でサポートいたします。</p> <p>※提携信託会社等</p> <ul style="list-style-type: none">・三菱UFJ信託銀行株式会社・三井住友信託銀行株式会社・株式会社朝日信託・株式会社山田エスクロー信託 <p>ご契約いただいた場合は、提携信託会社等に対し各社が定める手数料をお支払いいただきます。</p>

以上



常陽銀行

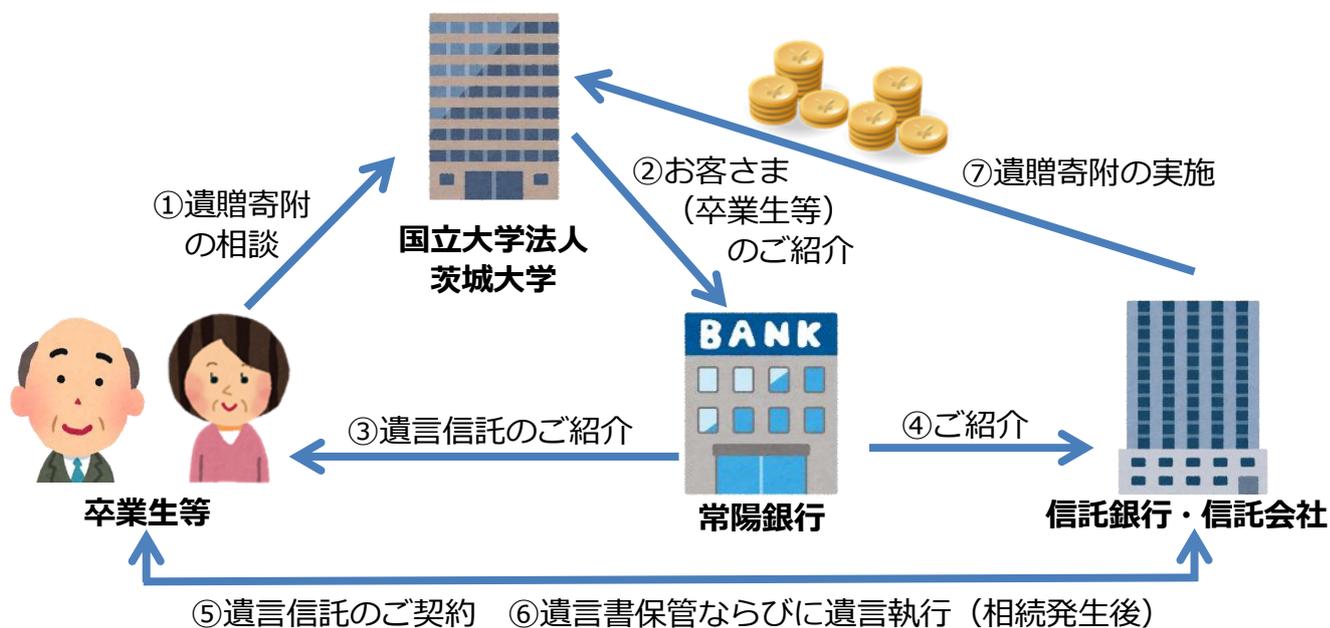
MEBUKI
めぶきフィナンシャルグループ

常陽銀行

〒310-0021 茨城県水戸市南町2-5-5

Tel. 029-231-2151 (代表) www.joyobank.co.jp

茨城大学との提携イメージ図



番号	内容
①	同大学へ遺贈による財産の寄附を希望されるお客さま(卒業生等)が、同大学へ相談します。
②	同大学は、お客さま(卒業生等)を当行へ紹介します。
③	当行は、お客さま(卒業生等)に対し、遺贈に関する情報のご提供や遺言信託のご紹介を行います。
④	お客さまの同意を得た後、当行はお客さまを提携信託会社等へご紹介します。
⑤	お客さまは提携信託会社等と遺言信託契約を締結いただき、同大学への遺贈寄附を記した内容で遺言を作成いただきます。お客さま(卒業生等)の相続発生後、提携
⑥	信託会社等は遺言執行者となり、ご相続人に代わって財産分与手続を行います。
⑦	遺言の内容通りに、お客さまから同大学への遺贈寄附が行われます。